

取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

現状と課題

大人は、自分たちが子供の頃と比べて、今の子供たちが社会のルールやマナーを守っていないと見ている。このことを裏付けるように、「ルールを守って行動する」について、「とても当てはまる」と答えた児童・生徒の割合は、学年が進行するに従い低下し、中学生、高校生では、約4人に1人とどまっているとの調査結果がある。

平成23年度に東京都が実施した調査では、自立の基本となる自分の身の回りのことを自分で「している」又は「たいていしている」と答えた小学生、中学生は、共に80%を超える一方で、学年が進行しても自分の身の回りのことを自分でできていない児童・生徒が、約13%もいる。

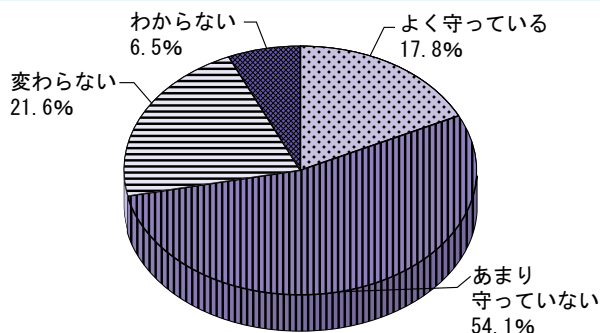
子供たちが、自信ややる気を持って社会へ参画していく原動力ともなる「自分のことを大切に思う」「自分にはよいところがある」などと感じる自尊感情や自己肯定感は、学年が進行するに従い低下する傾向にある。

また、困難を恐れず、難しいことにもチャレンジすることを、小学生では4人に1人、中学生では3人に1人が避ける傾向にある。

さらに、中学生の3人に1人は将来の夢や希望を持ってないでいる。

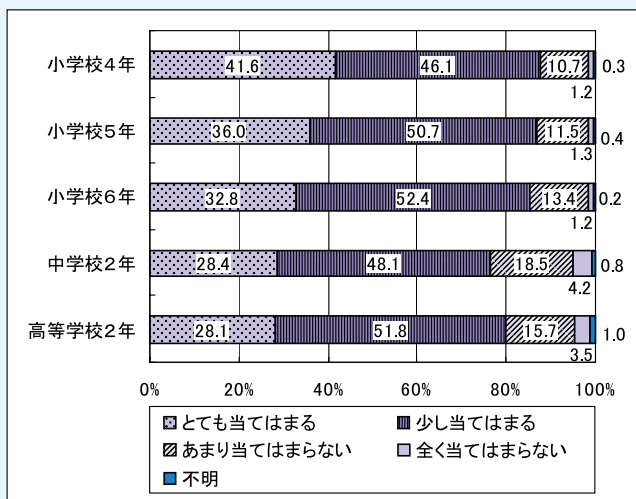
しかし、多くの子供たちは、「人の役に立つ人間になりたい」「将来、社会の役に立つ仕事につきたい」「人の気持ちを分かる人間になりたい」と考えており、このような、人間としてよりよく生きたいという願いを基に、子供たちの道徳的実践力の育成を図ることが必要である。

子供たちと社会のルール・マナーについて
あなたが子供だった頃と比べて、現在の子供たちは
社会のルールやマナーをよく守っていると思うか



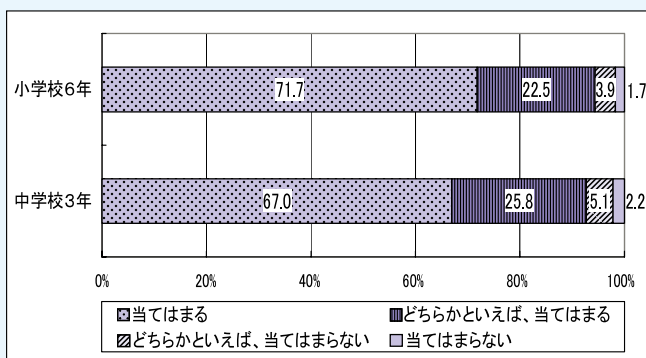
平成23年度「第2回インターネット都政モニターアンケート」(生活文化局)

ルールを守って行動する



「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」平成22年度
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

人の役に立つ人間になりたいと思うか (東京都)



平成24年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

主要施策 4

人権教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進することが必要である。

【施策の内容】

人権教育の一層の充実を図るため、都内の全公立学校において、区市町村教育委員会と連携し、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校事業及び人権普及啓発事業等を展開する。

また、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発事業、人権学習の指導研修事業、人権学習の促進事業を実施する。

主要施策 5

道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

【施策の必要性】

子供たちが、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方・生き方に関する自覚を深め、子供たち一人一人の道徳的実践力を育成するため、道徳教育の一層の充実が求められている。

道徳教育を進めるに当たっては、子供が自分の生き方についての考えを深め、家庭や地域・社会との連携を図りながら、集団宿泊生活やボランティア活動、自然体験、文化・芸術に触れるなどの豊かな体験を通して子供の内面に根ざした道徳性を育むことが重要である。また、異年齢の子供たちからなる集団や、様々な世代の人々との交流を通じ、相手の立場を尊重し思いやる心、公共のために役立つことや社会貢献への意識、社会のルールやマナーを守る規範意識を身に付けさせることが必要である。その過程において、子供に自尊感情や自己肯定感等を持たせることも重要である。

【施策の内容】

- 公立小・中学校等において、都独自の「道徳教育教材集」を活用した公開授業を行うとともに、教材集を活用した効果的な教育方法の開発を行い、その成果を普及する。また、道徳授業地区公開講座等の充実により、各学校が家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取組を、区市町村教育委員会と連携して推進する。
- 都立高校では、教科「奉仕」の成果を踏まえ、都独自の道徳教材集を作成・活用し、全ての都立高校において道徳教育の充実を図るとともに、体験による実践と授業での学びを一体化できるようにし、生徒の道徳的実践力を高める。

- 社会人として持つべき基本的なマナーやルールを身に付けさせるため、全ての都立高校において、「生活指導統一基準」に基づいた全教職員による組織的な指導体制を構築し、学校規律の維持・向上を図るとともに、規範意識と公共の精神の醸成やその向上を図る。
- 小学校の早い段階から社会に貢献しようとする意識や態度を育成する取組を推進する。このことを通して、消防少年団等の地域における活動に参加するなど、地域社会の一員として主体的に活動できるようにする。
- 集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組の一つとして、寮の在り方を検討する。
- 将来を担う子供の豊かな感性と創造性を育成するため、文化施設におけるワークショップの実施等、子供たちが様々な分野の芸術家等と直接触れ合う体験プログラムを展開する。
- 生命に対する畏敬の念を育み、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養うために、動物の飼育や植物の栽培等の体験的活動を推進する。